環境基準

<table>
<tr><th>区分</th><th>二酸化硫黄
（SO_2）</th><th>一酸化炭素
（CO）</th><th>浮遊粒子状物質
（SPM）</th><th>二酸化窒素
（NO_2）</th><th>光化学オキシダント
（O_X）</th></tr>
<tr><td>環境基準</td><td>１時間値の１日平均値が0.04ｐｐｍ以下であり、かつ、１時間値が0.1ｐｐｍ以下であること。（S48.5.16環境省告示）</td><td>１時間値の１日平均値が10ｐｐｍ以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が20ｐｐｍ以下であること。（S48.5.8環境省告示）</td><td>１時間値の１日平均値が0.10ｍｇ/m^3以下であり、かつ、１時間値が0.20ｍｇ/m^3以下であること。（S48.5.8環境省告示）</td><td>１時間値の１日平均値が0.04ｐｐｍから0.06ｐｐｍまでのゾーン内又はそれ以下であること。（S53. 7.11環境省告示）</td><td>オゾンとして、８時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高８時間値の１年平均値が0.04ppm以下であること。（R8.1.30環境省告示）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">長期的評価</td><td>年間にわたる1時間値の１日平均値の２%除外値が0.04ｐｐｍ以下。</td><td>年間にわたる1時間値の１日平均値の２%除外値が10ｐｐｍ以下。</td><td>年間にわたる1時間値の１日平均値の２%除外値が0.1ｍｇ/m3以下。</td><td>年間にわたる1時間値の１日平均値の９８%値が0.04ｐｐｍから0.06ｐｐｍまでのゾーン内又はそれ以下であること。</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">年間にわたる1時間値の１日平均値のうち、高い方から２%の範囲内にあるものを除外したもの（１日平均値の年間２%除外値）について行う。
ただし、１日平均値につき環境基準を超える日が２日以上連続した場合は、環境基準に適合しないこととする。</td><td>年間にわたる1時間値の１日平均値のうち、低い方から９８%に相当するもの（１日平均値の年間９８%値）について行う。</td></tr>
<tr><td>短期的評価</td><td>１時間値の１日平均値が0.04ｐｐｍ以下であり、かつ、１時間値が0.1ｐｐｍ以下であること。</td><td>１時間値の１日平均値が10ｐｐｍ以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が20ｐｐｍ以下であること。</td><td>１時間値の１日平均値が0.10ｍｇ/m3以下であり、かつ、１時間値が0.20ｍｇ/m3以下であること。</td><td></td></tr>
</table>

（備考）長期的評価にあっては、年間の測定時間が6,000時間未満の場合は評価対象としない。

物　質	微小粒子状物質（ＰＭ２．５）
環境基準	1年平均値が15μg/m^3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^3以下であること。（H21.9.9環境省告示）

※ 工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

※ 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

※ 達成期間　微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。